

魚津市告示第42号

魚津市宿泊割引事業補助金交付要綱の一部改正について
魚津市宿泊割引事業補助金交付要綱（令和2年魚津市告示第94号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月22日

魚津市長 村椿 晃

題名を次のように改める。

魚津の宿泊割引事業補助金交付要綱

第1条中「魚津市宿泊割引事業補助金」を「魚津の宿泊割引事業補助金」に改める。

第2条第3号中「富山県在住者」を「富山県及び近隣県（新潟県、長野県、石川県、岐阜県及び福井県をいう。）在住者」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 本要綱の規定による割引前の宿泊商品の料金（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が1人1泊当たり4,000円以上の場合 1人1泊当たり3,000円

（2） 本要綱の規定による割引前の宿泊商品の料金が1人1泊当たり3,000円以上4,000円未満の場合 1人1泊当たり2,000円

（3） 本要綱の規定による割引前の宿泊商品の料金が1人1泊当たり2,000円以上3,000円未満の場合 1人1泊当たり1,000円

2 前項の規定は、同一の宿泊者に反復して適用することを妨げない。ただし、同一の宿泊者が連続して宿泊する場合において、当該連続する宿泊に係る補助金の額は1泊分の補助金相当額とする。

第7条中「令和3年3月31日」を「令和3年9月30日」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、社会情勢等を鑑みて本事業の休止又は中止が必要であると市長が認める場合は、この限りではない。

第8条中「魚津市宿泊割引事業事業者指定申込書」を「魚津の宿泊割引事業事業者指定申込書」に改める。

第9条中「魚津市宿泊割引事業補助金交付申請書」を「魚津の宿泊割引事業補助金交付申請書兼請求書」に改め、同条第1号中「魚津市宿泊割引事業

実績報告書（様式第4号）」を「割引適用者一覧表」に改め、同条第2号中、「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

第10条中「魚津市宿泊割引事業補助金交付（不交付）決定兼額の確定通知書（様式第6号）」を「魚津の宿泊割引事業補助金交付（不交付）決定兼額の確定通知書（様式第5号）」に改める。

第11条を次のように改める。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条に規定する交付決定及び額の確定を行ったときは、当該決定をした日から30日以内に補助金を交付しなければならない。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和3年9月30日」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申込者 所在地
申請者名称
代表者氏名
電話番号

魚津の宿泊割引事業事業者指定申込書

魚津の宿泊割引事業を実施したいので、魚津の宿泊割引事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記項目を誓約の上、事業者としての指定を申し込みます。

※確認の上、□にチェックを入れてください。

- 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者ではありません。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいません。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る富山県対策指針の感染拡大予防チェックリスト及び宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等）を遵守いたします。
- 宿泊時に宿泊者の住所確認、本人確認を確実に行います。

事務担当者

所属部署	
氏名	
メールアドレス	
電話・FAX 番号	
ホームページ URL	

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

（事業者の氏名又は名称） 様

魚津市長

魚津の宿泊割引事業事業者指定完了通知書

年 月 日付けで申請があった魚津の宿泊割引事業事業者指定申込書について、魚津の宿泊割引事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、事業者の指定を完了しましたのでご報告いたします。

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 所在地
申請者名称
代表者氏名

魚津の宿泊割引事業補助金交付申請書兼請求書

魚津の宿泊割引事業補助金の交付を受けたいので、魚津の宿泊割引事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請（請求）します。

金 円

宿泊実績

補助金の額 (A)	割引人数 (B)	補助金計 (A×B)
1,000円	人	円
2,000円	人	円
3,000円	人	円
補助金合計		円

振込先口座

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード [※]				店舗コード [※]			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏名							
種別	1 普通				口座番号			
	2 当座							
	3 その他()							

関係書類

- (1) 割引適用者一覧表
- (2) 必要事項記入済の割引クーポン（様式第 4 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号を削り、様式第 5 号を様式第 4 号とし、同様式を次のように改める。

様式第4号（第9条関係）（宿泊者用）

魚旅キャンペーン 宿泊割引クーポン

【本割引クーポンの使用方法及び注意事項】

- ※このクーポンを使用するためには宿泊先への予約（お電話又はHP）が必要です。
- ※このクーポンを印刷して、宿泊者側記入欄1～3をご記入の上、ホテル旅館等の受付にご提出ください。
- ※事前決済されますと、本クーポンは使用することができませんのでご注意ください。
- ※身分証明書等で宿泊者のご本人様確認をさせていただきます。
- ※同一施設での連泊には1泊分しか割引が適用されません（連泊適用不可）

上記の使用方法及び注意事項について確認しました

宿泊者側 記入欄

- 1、宿泊者（代表者）氏名
- 2、宿泊者（代表者）住所 〒 - 県 市・町
- 3、宿泊者（代表者）連絡先 ☎ - - ※日中つながるもの

指定事業者側 記入欄

- 4、宿泊日（チェックインの日） 月 日
 - 5、割引人数・金額
- | | | |
|---------|---|---|
| 1,000円× | 名 | 円 |
| 2,000円× | 名 | 円 |
| 3,000円× | 名 | 円 |
| 合計 | 名 | 円 |

※個人情報、当事業にのみ利用し、適正に管理いたします。

指定事業者サイン欄

年 月 日

有効期限：令和3年9月30日まで

様式第4号（第9条関係）（旅行会社用）

魚旅キャンペーン 宿泊割引クーポン

【本割引クーポンの使用方法及び注意事項】

※宿泊者側記入欄1～5をご記入してください。

※身分証明書等で宿泊者のご本人様確認をさせていただきます。対象外の方だった場合、割引が適用されませんのでご注意ください。

指定事業者側記入欄

1、宿泊先

2、宿泊日（チェックインの日）

月 日

3、宿泊者（代表者）氏名

4、宿泊者（代表者）〒

住所 県

市・町

5、割引人数・金額

1,000円×	名	円
2,000円×	名	円
3,000円×	名	円
合計	名	円

※個人情報は、当事業にのみ利用し、適正に管理いたします。

指定事業者サイン欄

年 月 日

有効期限：令和3年9月30日まで

様式第 6 号を様式第 5 号とし、同様式を次のように改める。

様式第5号（第10条関係）
魚津市指令 第 号

申請者 所在地
申請者名称
代表者氏名

魚津の宿泊割引事業補助金交付（不交付）決定兼額の確定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金について、次のとおり交付（不交付）の決定及び額の確定を行いましたので、魚津の宿泊割引事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付の可否

交付します。

交付しません。
(理由)

2 交付決定額

円

様式第 7 号を削る。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公表の日から施行する。